

相続登記はお済みですか？

相続登記が義務化されます 令和6年4月1日施行

相続登記 無料相談開催！

2/1(木) ~ 2/29(木)

場所 県下各司法書士事務所

時間 毎日 午前10時 ~ 午後4時
(土曜・日曜・祝日を除きます)

「全国一斉『遺言・相続』相談会」(予約制)

日時：2月17日(土)午前10:00~午後4:00

場所：和歌山県司法書士会

遺言・相続に関する面談相談をおこないます。
法務局職員による「自筆証書遺言書保管手続(法務局に遺言書を預ける制度)」や「相続土地国庫帰属手続(相続した利用しない土地を手放す制度)」についての相談も受け付けます。

ご予約・お問合せ：和歌山県司法書士会

TEL 073-422-0568

共催：和歌山県司法書士会 和歌山地方法務局



消し忘れている担保権の調査等
速やかな対応が権利や財産を守り
争いを防止することになります

遺言について
相談したいな

亡夫名義のままで
大丈夫かしら？

相続登記手続きを放置しておくと
相続権のある人が増えていき
様々なトラブルのもとになります

※簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

上記期間以外でも相続に関するご相談は、

司法書士総合相談センター (電話 073-422-4272)

相続登記相談センター (電話 073-422-0568)

で受け付けております。

(写真提供：日本司法書士会連合会)

【お問い合わせ】
和歌山県司法書士会
和歌山市岡山丁24番地
TEL.073-422-0568

お気軽にお電話ください！

和歌山県司法書士会

検索

